

特別支援教育を担う教師の育成の 在り方等に関する検討会議 ヒアリング資料

東京都教育委員会

出典は全て次のとおり。

「東京の特別支援教育の充実に向けて～東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（素案）～」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2021/files/release20211125_02/doc_02.pdf

1 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上

(1) 特別支援学校教員の免許状の取得促進

- ▶ 都教育委員会では教員の特別支援教育の専門性を向上させる観点から、免許法認定講習（特別支援学校教諭二種免許状部門）や、免許法認定通信教育の受講費用補助により、特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進してきました。
- ▶ 今後も特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進していくため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講し、**特別支援学校教員が免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保**していきます。
- ▶ また、特別支援学校教員が免許法認定通信教育を受講し、免許状を取得した場合に**受講費用等を補助**する取組を継続していきます。

(2) 特別支援学級担当教員の免許状の取得促進

- ▶ 今後も都内公立学校の特別支援学級担当教員が免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保するため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講していきます。
- ▶ また、令和3年度から開始した、特別支援学級担当教員が免許法認定通信教育を受講し、免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

- ▶ 固定学級の中では知的障害学級に在籍する児童・生徒の割合が多いことを踏まえ、**知的障害学級の担当教員のうち、特支免許状を取得していない者**を対象に、特支免許状の取得の前段階として、**免許法認定通信教育の知的障害に関する科目を受講し、単位を修得した者**に対して、**新たに受講費用等を補助**することで、その修得を推進し、教員の専門性向上に取り組んでいきます。
- ▶ 通級指導学級の中では、特別支援教室に在籍する児童・生徒の割合が多いことを踏まえ、**特別支援教室の担当教員のうち、特支免許状を取得していない者**を対象に、免許取得に至る前段階として、**免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者**に対して、**新たに受講費用等を補助**することで、その修得を推進し、教員の専門性向上に取り組んでいきます。

(3) 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進

- ▶ 発達障害の可能性のある児童・生徒は、通常の学級を含め全ての学校・学級に在籍しているものと考えられることを踏まえ、全ての教員の発達障害に関する理解や基本的な知識など、その資質をより高めることができる取組の充実が必要です。
- ▶ 通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体が、発達障害教育に関する基本的な知識を習得し、理解することができるよう、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体への支援に取り組んでいきます。

2 異校種期限付異動による専門性の向上

(1) 異動のしくみ

- ① 異なる学校種別で勤務し、多様な経験を積んだ専門性の高い教員の確保やその育成、活用を図る観点から、**小・中・高校と特別支援学校との間において3年間の異校種期限付異動を実施**し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を実施
- ② 異校種間での人事異動を一層促進する中で、異動期間中に得られた知識や経験を、異動前の学校や区市町村教育委員会により実効的に波及させていくためには、**期限付異動期間中の更なる意図的・計画的な人材育成が必要**
- ③ 教員の公募、異校種への異動、異動先から戻った後の成果還元という異校種期限付異動の一連の流れをより計画的に進めるため、**「育成ガイドライン（仮称）」の策定等により、人材育成を推進**

2 異校種期限付異動による専門性の向上

(2) 特別支援学校の教員の育成

- 特別支援学校の教員は、小・中・高校に3年間の期限付きで異動することで、小・中・高校における集団指導や教科指導の経験を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒が抱える困難さへの理解が促進
- 特別支援学校に戻った後、センター的機能の充実に寄与する人材として育成

2 異校種期限付異動による専門性の向上

(3) 小・中・高校の教員の育成

- ① 特別支援学校の教員が小・中・高校に異動することで、異動先に在籍する教員の特別支援教育への理解を促進し、指導力向上の役割を担う。
- ② 小・中・高校の教員が、特別支援学校へ3年間の期限付きで異動し、障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験することで、小・中・高校に戻った後は、地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう育成

3 短期人事交流による専門性の向上

(1) 交流のしくみ

- 小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで相互に派遣する短期人事交流をモデル実施し、その効果を検証

3 短期人事交流による専門性の向上

(2) 特別支援学校の教員の育成

- 特別支援学校における指導の中では、集団に対する学習指導や生活指導に関する専門性が養われにくい一面がある。短期間であっても、**小・中学校での実務を経験し、多数の様々な児童・生徒に対する状況に応じた学習指導や生活指導、保護者対応を行うことは、専門性を広げる貴重な機会**
- 身に付けた知識や経験を特別支援学校に戻って還元することで、**小・中学校の実情を踏まえた適切な支援や、特別支援学校のセンター的機能を発揮する際の活躍がより高まることを期待**

3 短期人事交流による専門性の向上

(3) 小・中の教員の育成

- 特別支援学級を担当する教員には、特別支援教育に関する専門性がより求められる。
- 短期間であっても特別支援学校での実務を経験し、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことは、特別支援教育の本質を理解する貴重な機会
- 身に付けた専門性や実践力などを元の所属の小・中学校の特別支援学級等に戻って還元することで、指導力の組織的な向上を期待

4 特別支援学級での勤務経験を活用する異動の実施 (小・中学校の教員異動・配置の考え方)

特別支援学級中核教員の認定

- 小・中学校の特別支援学級は、年度末の学級数の増減に伴い、指導経験豊かな教員が人事異動により転出し、指導経験の少ない教員の割合が大きくなる傾向あり
- 特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関する専門性を有し、熱意のある教員を中核に据えることで、安定した人材育成を図り特別支援学級の組織体制を強化
- 具体的には、特別支援学級での勤務経験や一定の専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、認定された教員を中心に小・中学校の特別支援学級を運営していくことで、校内の特別支援学級担当教員の育成を図る。
- あわせて、人事異動において、認定された教員を区市町村教育委員会の状況に合わせ計画的に配置することで、特別支援学級の指導の質の維持・向上を図っていく。